

坂道や道路での ペダルなし二輪遊具の 幼児の事故に注意！

内容

坂道での転倒した事例

ペダルなし二輪遊具で、坂道の下りきったところで、路肩に乗り上げ、排水溝の鉄網に前のめりに頭から転倒し、頭蓋骨骨折。

坂道で衝突した事例

保護者と公園でペダルなし二輪遊具で遊んでいた。

下り坂でスピードがあがった状態で鉄柵に激突し、両側下顎骨骨折、前額部挫創。

道路で自動車と接触

保護者がベビーカーを押して横断歩道を渡り、後ろから幼児がペダルなし二輪遊具でついて来ていた。

保護者が横断歩道を渡りきって振り返ると、左折した乗用車にぶつかった音が聞こえ、幼児が路上に倒れ、頭部から出血していた。

消費生活センターからのアドバイス

ペダルなし二輪遊具は、坂道や道路など使用が禁止されている場所があります。

- ・保護者は取扱説明書の内容を確認し、使用が禁止されている場所では使用させないようにしましょう。

ペダルなし二輪遊具で坂道を滑走してしまった場合、傾斜によっては短い距離でも一般の自転車と同等の速度になります。

- ・坂道では使用させないようにしましょう。

ペダルなし二輪遊具は子どもだけで使用させず、必ず保護者等が立ち会い、子どもから目を離さないようにしましょう。

自動車の周辺ではペダルなし二輪遊具を使用させないようにしましょう。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999

[相談受付] 平日(月～金) 9:00～12:00、13:00～17:00



坂道や道路での ペダルなし二輪遊具の 事故に注意!



ペダルなし二輪遊具は、幼児用自転車に似た形状をしています。基本的にペダル及びブレーキが付いておらず、乗車した幼児が自身の脚で加速と減速を行う二輪の遊具です。しかし、坂道などで滑走して速度が速くなると、幼児の脚では減速できず、転倒や衝突してけがを負うことがあります。

2019年度から2024年12月までの5年余りに、医療機関ネットワークには、幼児が屋外でペダルなし二輪遊具で走行中に発生した事故事例が101件寄せられていました。なかには、道路で自動車に接触する事例も見られました。

🔍 ペダルなし二輪遊具の事故事例の再現

10°の坂道で10m滑走した際の速度

10°の坂道で10m滑走した場合、速度は一般の自転車と同等の約16km/hとなりました



坂道で転倒及び衝突した事故事例の再現

坂道で転倒及び衝突した場合、幼児タミーの頭部が路面や金属製の柵に強く衝突し、ヘルメットが損傷することがありました



自動車からのペダルなし二輪遊具の見え方

自動車の周囲には幼児タミーが乗車したペダルなし二輪遊具を視認できない範囲があることが分かりました



灯色の範囲では運転者からペダルなし二輪遊具を視認できませんでした

※テストに使用した車両は事故事例とは関係ありません。

自動車と接触した事故事例の再現

条件によっては自動車の運転者が、周囲にいるペダルなし二輪遊具を視認できずに、接触事故が起きる可能性があることが確認されました



自動車とペダルなし二輪遊具が接触

※テストに使用した車両は事故事例とは関係ありません。

⚠️ 消費者へのアドバイス

- ① 保護者は取扱説明書の内容を確認し、使用が禁止されている場所では使用させないようにしましょう
- ② 坂道を滑走してしまった場合、傾斜によっては短い距離でも一般の自転車と同等の速度になります。坂道では使用させないようにしましょう
- ③ 両脚のかかとがしっかりと着地することを確認して、ヘルメット等の防具を着用させるようにしましょう
- ④ 子どもだけで使用させず、必ず保護者等が立ち会い、子どもから目を離さないようにしましょう
- ⑤ 自動車の周辺では使用させないようにしましょう



独立行政法人
国民生活センター